

岩手県告示第516号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定したいので、その旨告示する。

平成21年6月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 八幡平鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区域 八幡平鳥獣保護区のうち、国有林岩手北部森林管理署1、7、10林班、国有林盛岡森林管理署93、784、792、1492、1496、1552、1553、1554、1563、1564、1565、1566林班に係る十和田八幡平国立公園特別保護地区の区域並びに国有林盛岡森林管理署1564林班に係る十和田八幡平国立公園第1種特別地域の区域（ただし、国有林盛岡森林管理署1552林班イ及びロ小班の区域を除く。）及び十和田八幡平国立公園特別保護地区に含まれる民有地の区域
- 3 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案
  - (1) 鳥獣保護区の指定区分 大規模生息地の保護区
  - (2) 特別保護地区の指定目的 この地域は、十和田八幡平国立公園に指定されており、奥羽山脈の脊梁<sup>せきりょう</sup>の一角である八幡平、岩手山、駒ヶ岳の諸峰を擁し、一帯は県内屈指の優れた自然環境を有しており、なだらかな丘陵と急峻な山岳が連続する起伏の変化に富んだ地形からなっている。

ブナ、ミズナラ、ダケカンバ等の広葉樹やアオモリトドマツ、コメツガ等の針葉樹で構成される天然林、湿原、亜高山・高山帯から構成され、森林性の鳥獣から亜高山性の鳥獣まで多様な鳥獣が生息している。

このことから、八幡平鳥獣保護区の中でも、特に多様かつ貴重な鳥獣が生息し、及び繁殖する重要な区域として鳥獣保護区特別保護地区に指定し、当地域における鳥獣の保護、鳥獣の生息環境の保護及び鳥獣保護思想の普及啓発を図るものである。
  - (3) 管理方針
    - ア 当該特別保護地区については、鳥獣の生息環境を保全するため、現状のままの保全を基本とする。
    - イ 定期的な鳥獣の生息状況のモニタリング調査を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
    - ウ 特別保護地区内における許可を要する行為については、鳥獣の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、地元自治体や関係機関との調整を図る。
- 5 縦覧期間及び縦覧場所
  - (1) 縦覧期間 平成21年6月12日から同月25日まで
  - (2) 縦覧場所 岩手県環境生活部自然保護課及び盛岡地方振興局保健福祉環境部